

鶴岡市教育大綱（案）パブリック・コメントに対する「市の考え方、対応」

1 概要

(1) 募集期間

令和6年2月29日～3月17日（18日間）

(2) 意見提出者

16名（意見総数69件）

2 いただいた意見への対応状況

分類	対応	意見数
賛同	案に対して同趣旨の意見、賛同いただいたもの	2
修正	ご意見の趣旨を参考に案を修正したもの	35
参考	今後の施策や事業実施にあたり参考とさせていただくもの	32
合計		69

3 意見とそれに対する市の考え方

- ・ ご意見の内容により分類して掲載しています。
- ・ ご意見等について一部要約等を行っている場合があります。

(1) 賛同…案に対して同趣旨の意見、賛同いただいたもの

No.	項目	いただいたご意見(原文)	分類	意見に対する市の考え方・対応
1	基本方針1	食育活動の充実と食文化の継承、発展に寄与する豊かな食材を活用した学校給食発祥の地らしい給食の提供をお願いします。	賛同	いただいたご意見は、本大綱へのご期待ととらえ、食育活動の充実と学校給食発祥の地らしい給食の提供に向けて、努力してまいります。
2	基本方針1、4、5	1の学校給食発祥の地らしい給食の提供への取り組みは、各地域の特色ある山・海・里の豊かな食材を活用して地域の特性を生かして大いに進めてほしい。また、3の「豊かな感性を育む文化芸術の振興」4と5も積極的に推進してほしい。	賛同	いただいたご意見は、本大綱へのご期待ととらえ、学校給食発祥の地らしい給食の提供、豊かな完成を育む文化芸術の振興及び基本方針4、5の推進に向けて、努力してまいります。

(2) 修正…ご意見の趣旨を参考に案を修正したもの

No.	項目	いただいたご意見(原文)	分類	意見に対する市の考え方・対応
3	基本方針 1、2	<p>「超過勤務の縮減等の働き方改革を進める」の再掲を。 前大綱にある「超過勤務の縮減等の働き方改革を進める」の削除は、「小中一貫教育」が導入されれば、多忙となる教職員の負担感を覆い隠すことになる。 「鶴岡型小中一貫教育」は削除し、教職員の「働き方改革」を再掲すべきです。</p>	修正	<p>市教育委員会では、毎年度に定めている教育委員会の基本方針・重点施策において、平成27年度から「学校における「働き方改革」の推進」を掲げ、教職員の働き方改革に取り組んでおり、令和6年度以降も継続していきます。</p> <p>現行の鶴岡市教育大綱の基本方針2は、主に社会教育分野に関わる部分になりますが、この「働き方改革」とは、地域ぐるみで子どもを育てるために、教職員に限らず広く社会全体の働き方を見直すことを指しています。しかし現行のままでは教職員の超過勤務問題のみを想起させ、誤解が生じると判断したことから削除したものです。</p> <p>ご意見を参考に、基本方針1に「教職員が本来業務に専念しやすい教育環境の形成と心身の健康維持に向けた対策の充実に努めます。」を追記します。</p>
4	基本方針 1、2	<p>現在、学校現場では、「特別な支援を要する児童生徒の増加に伴う指導の多様化」や「ICT教育の充実」など新たな教育課題や個別の指導・対応が増えていきます。そんな中で人手が足りず人員不足を感じたり、多忙を感じたりする教職員の声を聞きます。また、欠員を抱える学校では更に深刻な悩みです。そんな情勢・実態を受け、鶴岡市教育委員会をはじめ、山形県教育委員会より多忙解消に向けた取り組みを推進いただいております。そのとりくみ、改善に対して感謝申し上げます。</p> <p>鶴岡市での「中学校の部活動地域移行の推進」も「多忙解消・働き方改革」にも連動しその推進と感じておりました。</p> <p>そんな中で「次期鶴岡市教育大綱(案)」から、「教職員の多忙解消の観点」の文言・記載が削除されたことは、鶴岡市が「多忙解消」を推進しないように捉えられてしまいます。鶴岡市での部活動の地域移行の動きをはじめ、国や県の動向も鑑みても「多忙解消・働き方改革」を進めるものと感じられます。</p> <p>「子どもたちへの学びを充実」していくためには、「学びを支える教職員の多忙解消」・「教材作成等の時間確保」は必要です。</p> <p>教職員の過度な負担の解消をどのように図っていくかを検討し、改善策の実施が必要です。現在の業務量を丁寧に見直し、過度な負担の解消につながる具体的改善策を早急にすすめるべきです。</p> <p>今後、学校現場では、社会の変動に伴い「新たな教育内容の増加」も想定されます。</p> <p>ですから、「次期鶴岡市教育大綱(案)」に「教職員の多忙解消の観点」の方針・記載を願います。</p> <p>「超過勤務の縮減等の働き方改革を推進し、」の復元を願います。</p>	修正	No.3と同じ

5	基本方針1、2	<p>Ⅱ 基本方針1(学校教育)について</p> <p>③ 教職員の過重労働や人員不足が全国的に大きな問題となっています。先生たちが疲弊した学校は子どもたちにとっても息苦しいものになり、日本の将来がとても心配です。現場の状況を丁寧に把握して改善を図っていくことなどを「大綱」の中にきちんと位置付けていただくよう要望します。</p>	修正	No. 3と同じ
6	基本方針1、2	<p>鶴岡市教育大綱(案)の<基本理念>には賛成だが、<基本方針>には反対の所があり、見直しを求めたい。</p> <p>4. 教職員の働き方改革について一言も触れられていない。</p> <p>2月提出の「鶴岡型小中一貫教育基本計画(案)への意見書」にも書いたが、この計画案通り進められれば、これまで以上に小・中学校の教職員の打ち合わせや研修の機会が必要とされ、今以上に多忙となることは目に見えている。教職員の多忙化は、子どもたちと向き合う時間、一人ひとりの子どもを見とる時間を削ることに直結する。つまり、教職員の多忙化の最大の犠牲は子どもたちである。教職員の家庭の子どもへも多大な犠牲も強いることになる。また、教職員の勤務実態は負担が多く多忙で教職員の不足も生じ、また、教員志望者が激減に歯止めをかけられない状況がさらに進むことになる。</p> <p>教職員の働き方改革は、子ども一人一人に寄り添った「天性重視」の教育を進めるためのも不可欠である。また、教職員が子どもたちに合った学習を進め、子どもたちの成長の喜びを感じ教育に当たるためにも喫緊の課題である。しかも、現大綱に掲げているにもかかわらず次期の大綱(案)に一言も触れられていないのは、憂慮すべきことである。</p>	修正	No. 3と同じ
7	基本方針2	<p>「2 市民の多様な学習環境づくりの推進」について</p> <p>現行の教育大綱には、後半に、「超過勤務の縮減等の働き方改革を進めるとともに」という文言が入っておりますが、次期案にはこの内容が含まれておりません。</p> <p>文言としての挿入をお願いいたします。</p> <p>現行も次期案もこの段落の内容は、地域と学校の連携、地域教育力の向上・地域の活性化の内容です。</p> <p>次期案には、「コミュニティスクールの導入を推進し」の部分がのみが現行の内容と変わっています。</p> <p>これが入って働き方改革の文言が削除されるとなると、働き方改革をやめてコミュニティスクールを導入を推進すると誤解されかねません。そういう趣旨ではないことは十分承知しておりますが、教職員を守るという姿勢を示すうえでも、働き方改革の文言は削除しないでください。</p> <p>鶴岡市として学校の働き方改革を後退させないという意思表示をするために、文言の追加をお願いいたします。</p>	修正	No. 3と同じ

8	基本方針2	今回の大綱で「働き方改革」の文言が削除されたことにもものすごく疑問があります。削除するということは、達成されたとも意味がとれるかと思えます。ですが、学校現場は17時になっても帰っている人はほとんどいません。それどころか、遅くまで残っている人たちがまだまだいます。土日も出勤している人たちがいて、中にはタイムカードを切らずに仕事をしている人もいます。学校によって「あの学校は働き方改革が進んでいる」「あの学校は進んでいない」と、学校によって違うことが声として、事実としてあります。それにもかかわらず「働き方改革」を削除するのでしょうか。学校現場とのズレを感じます。ディーセントワークを実現するためにも、まだまだ働き方改革を推進する必要があります。もっと学校現場のことをよく見て、声(意見)を大切にしてほしいです。	修正	No. 3と同じ
9	基本方針2	「超過勤務の縮減等の働き方改革を推進」の削除はしないでほしい。 先生になりたいという若い人たちのためにも働きやすい環境づくりを行ってほしい。	修正	No. 3と同じ
10	基本方針2	・職員の多忙は解消されていませんが、「次期鶴岡市教育大綱(案)」にその観点が無くなることは解りません。 ・業務量や業務内容について見直しを図っていただきたい。	修正	No. 3と同じ
11	基本方針2	「超過勤務の縮減等の働き方改革の推進」の削除を撤回してください。	修正	No. 3と同じ
12	基本方針2	様々な特性を持つ子どもがいる中で、きめ細かい対応をするために人員が必要だと思えます。働く上で安心して家族のため(病気、出産、介護等)に休めるよう、是非人員を増やす策をすすめてほしいと感じます。	修正	No. 3と同じ
13	基本方針2	欠員のある学校、人手が足りず人員不足を感じる学校現場のある中、「次期鶴岡市教育大綱(案)」から、教職員の多忙解消の観点が無くなることは理解できません。	修正	No. 3と同じ
14	基本方針2	人出不足を感じる現場で教職員の多忙解消の観点が無くなることは理解できません。	修正	No. 3と同じ
15	基本方針2	働き方改革推進の削除、反対！！逆行するのでしょうか。業務量はまだパンパンです。業務のかたよりがどの分会でも必ずみられます。削除を撤回してください！！つるおかの未来ある公教育のために！！	修正	No. 3と同じ
16	基本方針2	欠員のある学校、人手が足りず人員不足を感じる学校現場のある中、「次期鶴岡市教育大綱(案)」から、教職員の多忙解消の観点が無くなることは理解できません。	修正	No. 3と同じ
17	基本方針2	欠員のある学校、人手が足りず人員不足を感じる学校現場のある中、「次期鶴岡市教育大綱(案)」から、教職員の多忙解消の観点が無くなることは理解できません。	修正	No. 3と同じ
18	基本方針2	「超過勤務の縮減等の働き方改革の推進」の削除を撤回してください。	修正	No. 3と同じ
19	基本方針2	欠員のある学校、人手が足りず人員不足を感じる学校現場のある中、「次期鶴岡市教育大綱(案)」から、教職員の多忙解消の観点が無くなることは理解できません。	修正	No. 3と同じ

20	基本方針2	働き方改革推進など、強い言葉でここ3～4年話題になってきたが、現場でのちょっとした改善策をやっただけで、大元がこのような考えで、本気になっていないことがよく分かる。国も県も大きな動きをする気はないと思う。何も変わっていないのがその証拠だと思う。 文言を削除する前に、働き方改革とは具体的に何をするのか、各校このように改革しなさい、と指導してもらいたい。	修正	No. 3と同じ
21	基本方針2	令和8年度の入試改革(高校入試)が発表され、中学校教委の負担は増加することが予想されています。このタイミングで「超過勤務の縮減等の働き方改革の推進」の文言が削除されたことは納得がいきません。是非撤回をお願いしたい。	修正	No. 3と同じ
22	基本方針2	「超過勤務の縮減等の働き方改革の推進」を削除した意図は何だったのか？働き方改革はもう完成しているということなのか？働き方改革を進めない時代と時代とそぐわないし、教員の負担は減らない。教員は自分の家庭をおろそかにしても、なってもいいことでしょうか？	修正	No. 3と同じ
23	基本方針2	教員免許のない人を担任にしているため別の教員に校務のしわよせがきている解消してほしい。昨年より仕事が増えている。	修正	No. 3と同じ
24	基本方針2	4. これまでの教育大綱にあった「超過勤務等の働き方改革の推進」を今後も継続するとともに、「本市独自の事業の廃止や削減、不要な事務作業の整理等によって超過勤務の縮減を図る働き方改革の推進を今後も進めていく」と修正。	修正	No. 3と同じ
25	基本方針2	道徳の教科化など指導要領改定の度に積み上がる指導内容、個別の配慮を増加、様々な背景を持つ家庭とのやりとりなどなど、学校の多忙化は年々増しているように感じられます。近年、話題となっている学校の「働き方改」の進捗もまだまだ十分とは言えない状況です。そのような中で「次期鶴岡市教育大綱(案)」から教職員の「超過勤務の縮減等の働き方改革の推進」れるのは適切でないと感じます。ぜひ再検討をよろしくお願いいたします。	修正	No. 3と同じ

26	基本方針2	<p>鶴岡市教育委員会は、「次期鶴岡市教育大綱(案)」で前回まであった「働き方改革推進」が削除されており、教育現場の現状を認識していない重大な問題です。</p> <p>教員の時間外勤務は、給特法により「教職調整額」が支給されているために時間外勤務手当と休日勤務手当が支給されていません。しかし、教育現場は、長時間の「ただ働き」の時価外労働により教師は健康破壊を起こしており、「ブラックな職業」と見なされ、教員志望者が急激に減少しており、教員の長時間の時間外勤務解消は重大な課題となっています。これまで時間外労働削減に向けて取り組んできましたが、長時間労働は解消されていません。</p> <p>働き方改革は国の重要な施策でもあり、教員の「ただ働き」による時間外労働は直ちに解消されなければなりません。</p> <p>以上のような現状の中で、鶴岡市教育委員会は「次期鶴岡市教育大綱(案)」で前回まであった「働き方改革推進」の削除は重大な瑕疵があり断じてゆるされません。直ちに撤回することを求めます。</p>	修正	No. 3と同じ
27	基本方針2	<p>鶴岡市教育委員会は、「次期鶴岡市教育大綱(案)」で前回まであった「働き方改革推進」が削除されており、教育現場の現状を認識していない重大な問題です。</p> <p>教員の時間外勤務は、給特法により「教職調整額」が支給されているために時間外勤務手当と休日勤務手当が支給されていません。しかし、教育現場は、長時間の「ただ働き」の時価外労働により教師は健康破壊を起こしており、「ブラックな職業」と見なされ、教員志望者が急激に減少しており、教員の長時間の時間外勤務解消は重大な課題となっています。これまで時間外労働削減に向けて取り組んできましたが、長時間労働は解消されていません。</p> <p>働き方改革は国の重要な施策でもあり、教員の「ただ働き」による時間外労働は直ちに解消されなければなりません。</p> <p>以上のような現状の中で、鶴岡市教育委員会は「次期鶴岡市教育大綱(案)」で前回まであった「働き方改革推進」の削除は重大な瑕疵があり断じてゆるされません。直ちに撤回することを求めます。</p>	修正	No. 3と同じ
28	基本方針2	<p>鶴岡市教育委員会は、「次期鶴岡市教育大綱(案)」で前回まであった「働き方改革推進」が削除されており、教育現場の現状を認識していない重大な問題です。</p> <p>教員の時間外勤務は、給特法により「教職調整額」が支給されているために時間外勤務手当と休日勤務手当が支給されていません。しかし、教育現場は、長時間の「ただ働き」の時価外労働により教師は健康破壊を起こしており、「ブラックな職業」と見なされ、教員志望者が急激に減少しており、教員の長時間の時間外勤務解消は重大な課題となっています。これまで時間外労働削減に向けて取り組んできましたが、長時間労働は解消されていません。</p> <p>働き方改革は国の重要な施策でもあり、教員の「ただ働き」による時間外労働は直ちに解消されなければなりません。</p> <p>以上のような現状の中で、鶴岡市教育委員会は「次期鶴岡市教育大綱(案)」で前回まであった「働き方改革推進」の削除は重大な瑕疵があり断じてゆるされません。直ちに撤回することを求めます。</p>	修正	No. 3と同じ

29	基本方針2	<p>鶴岡市教育委員会は、「次期鶴岡市教育大綱(案)」で前回まであった「働き方改革推進」が削除されており、教育現場の現状を認識していない重大な問題です。</p> <p>教員の時間外勤務は、給特法により「教職調整額」が支給されているために時間外勤務手当と休日勤務手当が支給されていません。しかし、教育現場は、長時間の「ただ働き」の時価外労働により教師は健康破壊を起こしており、「ブラックな職業」と見なされ、教員志望者が急激に減少しており、教員の長時間の時間外勤務解消は重大な課題となっています。これまで時間外労働削減に向けて取り組んできましたが、長時間労働は解消されていません。</p> <p>働き方改革は国の重要な施策でもあり、教員の「ただ働き」による時間外労働は直ちに解消されなければなりません。</p> <p>以上のような現状の中で、鶴岡市教育委員会は「次期鶴岡市教育大綱(案)」で前回まであった「働き方改革推進」の削除は重大な瑕疵があり断じてゆるされません。直ちに撤回することを求めます。</p>	修正	No. 3と同じ
30	基本方針2	<p>「超過勤務の縮減等の働き方改革の推進」の削除を撤回してください。現場は切実です。このままでは若い方の担い手がなくなります。</p>	修正	No. 3と同じ
31	基本方針2	<p>・コミュニティ・スクールという文言自体が分かりづらい。どういう意図で使っているのか？</p> <p>・教員について、タイムカードが導入されたが、朝早く来て、夜も7時すぎまで保護者対応等をせざるを得ない勤務状況なのに、「超過勤務の縮減等の働き方改革の推進」の文言が削除されているのはおかしいです。この視点はつづけてもっていただきたいです。</p>	修正	No. 3と同じ
32	基本方針2	<p>依然、我々の多忙な状況は変わっていません。</p> <p>教職員の多忙解消を、今後も大綱に明記し、真剣に取り組んでください。</p> <p>採用試験の志願者を増やしてください。</p>	修正	No. 3と同じ
33	基本方針2	<p>学校現場は、個別に対応が必要な児童に対して、人員は限られ、休憩が取れないほど毎日が多忙です。</p> <p>また、放課後も校務分掌や保護者対応、学級事務等で提示が過ぎても帰ることができず、教材研究は後回しになっている現状です。</p> <p>どうか、教員の本来業務である、授業や教材研究ができますように、働き方改革を進めていただきたいです。</p> <p>鶴岡市教育大綱にはっきりと明記して、働き方改革を力強く推進していただくことをお願いします。</p> <p>そのことが、鶴岡市の子どもたちの教育環境の改善につながるとともに、鶴岡市の教員を目指したいという方を増やすことにつながると思うからです。</p>	修正	No. 3と同じ

34	基本方針2	Ⅲ 基本方針2（市民の学習環境）について ①「家庭の教育力を高める」→「家庭」の形も置かれている状況も様々です。「親ガチャ」という言葉を近年よく見聞しますが、「家庭が高い『教育力』を持たないと子育てができない」となれば現役の子育て世代やこれから親になる世代にとっては心理的にも経済的にも大きな負担となり、結果として少子化が進むことにつながると思います。記述のし方を見直していただければと思います。	修正	ご指摘を踏まえ「様々な機会を活用し、家庭の教育力を高め」の部分で「家庭や保護者を支えるため、様々な学習機会や情報を提供するとともに」に修正します。
----	-------	---	----	---

（3）参考…今後の施策や事業実施にあたり参考とさせていただくもの

No.	項目	いただいたご意見(原文)	分類	意見に対する市の考え方・対応
35	全体	全体的な内容の分け方について 読んでみての感想的なものなのですが、同じ内容が複数の柱に記載されているものがあり、内容ごとにまとめた方がわかりやすくなると思いました。 最後に、全体的なことでの要望となりますが、大綱の骨子案についても、今後公表し、広く意見を求めています。	参考	教育大綱の骨子案は令和5年度第3回鶴岡市総合教育会議において教育大綱の変更方針を確認するために示したものとなります。
36	全体	これまで積み上げてきた鶴岡市教育のよさや成果を踏まえ、各地域で培われてきたそれぞれの地域の特色ある生活文化、芸能等を生かし、知恵を出し合い地域に根ざした教育大綱ができ、未来に向かって、子どもたちも教職員も市民もいきいきと輝いて躍動する鶴岡市を創造したいものです。	参考	いただいたご意見は、教育大綱に基づく各種教育施策の推進の参考とさせていただきます。
37	基本理念	1「基本理念」について ①「ふるさと鶴岡」を「愛する」→鶴岡に住むのは先祖代々鶴岡の人であれば、鶴岡市以外の県内出身者や県外の出身者であれば、外国にルーツを持つ人もおり、様々です。また、「愛する」というのは個々人の内面の問題であってこれも人様々です。公教育の「基本」にこれを掲げることに問題を感じます。 ②「いのち輝く子ども」「いのち輝く市民」→「輝かなければいけないの？」と感じる子どもや市民もいるのではないのでしょうか？	参考	教育大綱は、鶴岡市総合計画に記載されている、教育、学術、文化の振興等に関する内容に即した大要を示すものです。ご指摘の表現は、総合計画の「3 学びと交流 歴史と伝統に育まれた優れた文化のもと、ふるさと鶴岡を愛する、いのち輝く人を育て、歴史や文化でつながる交流を拓けます」を根拠としております。
38	基本理念	基本理念について ・基本理念の最初が「ふるさと鶴岡を愛し」となっているが、このように人間像を具体化することは問題ではないか。本来教育は人格の完成を目指すもので、特定の何かを目指すものではないと思う。	参考	教育委員会では、藩校「致道館」の教育の理念である「自学自習」「天性重視」「心身鍛錬」を大切にしたい教育風土を受け継いでいると認識しており、その精神を大切にしながら、知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたり学び続ける人間の育成を目指しています。 ご意見は、学校教育の推進にあたり、参考とさせていただきます。

39	基本理念	<p>基本理念の「ふるさと鶴岡を愛し」についての違和感。 基本理念に、「ふるさと鶴岡を愛し」と明記してきたのは、いつからなのだろうか。 著名人には、地方の閉鎖性や偏見、個人への抑圧など、ふるさどが嫌いで、故郷を飛び出して大成した人は大勢いると思う。 人は、ふるさどに対して様々な感情を抱くものであり、それを公の文書で「ふるさと鶴岡を愛し」とすることに、個人の内面に対する「権力の強制」を感じる。 もともと、教育で「愛」を求めているのは、旧教育基本法第一条(教育の目的)に、「真理と正義を愛し」とあり、抽象的な概念の「真理と正義」であり、具体的な「ふるさと」ではなかった。 しかし、第一次安倍政権が、平成18年に教育基本法を改正し、第一条(教育の目的)から「真理と正義を愛し、…」を削除して、「国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた」に変えた。 いかにも国家・社会のための国民の育成であって、最近企業経営で重視されている「人的資本」(Human Capital)の考え方に通じ、「人格の完成」とは相反すると感じている。 さらに、第二条(教育の方針)を削除して、第二条(教育の目標)に「我が国と郷土を愛する」を加え、戦後初めて「愛国心」を教育の目標に掲げた。 故・安倍元総理の理念は「美しい日本を取り戻す」と発言し、政権発足早々に教育基本法の改正に取り組み、戦前の「愛する国を護るために命を捧げる国民」が念頭にあったのではないかと思っている。 「愛する」とは個人の内面に関わることで、愛する対象を具体的に「ふるさと鶴岡」として、教育の理念に掲げることには、違和感が拭えない。 小学校を廃校にして、ふるさとの過疎化を促進したのは市教委であり、ふるさと鶴岡を愛する人を育てるなら、地域に元の小学校を戻してもらいたい。</p>	参考	<p>基本理念に「ふるさと鶴岡を愛し」を明記したのは、平成27年度に初めて本市で教育大綱が策定された時からです。 教育大綱は、鶴岡市総合計画に記載されている、教育、学術、文化の振興等に関する内容に即した大要を示すものとして、法律で教育大綱の策定が義務付けられたのが、平成27年度でしたが、それよりも前から、鶴岡市教育委員会が年度ごとに定めてきた教育目標において、平成18年度から「ふるさと鶴岡を愛する、いのち輝く人間の育成」を掲げています。また本市の教育行政は、国、県が定める教育行政に関わる法令や計画等に基づき実施しております。</p>
40	基本方針1	<p>「小中連携教育を深化・充実させた鶴岡型小中一貫教育の教育効果等を取り入れ」とあるが、まだ導入もされていない小中一貫教育が、小中連携教育を深化・充実させたものになるかどうかは不明である。必ず効果があるものと断定することはできないと思う。これまでに実施されたところでの成功例は聞かず、むしろ様々な問題点が指摘されていて、つくば市でも新たに中高一貫校を増やすことは、やめている。鶴岡型小中一貫教育のメリットが何なのかははっきりしない中で、強行すべきではない。</p>	参考	<p>小中一貫教育を実施している自治体での多くの成果を鑑み、本市においても小中一貫教育を導入し全市で展開することが、本市の教育課題の解決に資すると判断したことから、令和7年度に市内で小中一貫教育を導入する方針を固めたものです。また、本市では中学校ブロックを基本に既存の学校施設で小中一貫教育を進めていくもので小中一貫校設置は保護者や地域の判断が最重要となります。 ご意見は、今後、小中一貫校を設置する場合の参考とさせていただきます。</p>

41	基本方針 1	<p>学校の規模、学区、配置、通学方法については、これまで鶴岡市が進めてきた方向は間違いであると思う。学校の規模は複数学級でなければ教育効果が上がらないということはないと思う。複式学級をなくすために地域の学校を統廃合したことは、地域の教育力をそぐことになった。そしてスクールバスでの通学は、徒歩通学に比べて、子ども達が地域の自然や地域の人たちと触れる機会を奪い、体力をつけることでも大きなマイナスである。例えば片道2kmの距離を通学で歩く子どもは、1日に4km、年間250日の登校と考えて、1,000km歩くことになる。</p>	参考	<p>本市における学校配置は、子どもたちにとって望ましい教育環境を整備すること第一義とし、少子化に伴う複式学級の発生など学校の小規模化に関する課題に応じ、公平で適正な教育環境を保障する観点から、学校の統廃合も含む適正配置に取り組んできました。今後も教育の質を高め、子どもが躍動できる観点から、学校の規模、学区、配置、通学方法について総合的に検討を行います。</p> <p>スクールバス運行は、学校統廃合による遠距離通学地区、市町村合併前の運行基準、冬季間の風雪等の通学環境、通学距離等の事柄を考慮し、総合的に判断し実施しています。今後、少子化や猛暑など近年の登下校における環境の変化を踏まえつつ、安全面でのニーズの高まりなど様々な課題に対応しながら、遠距離通学をしている児童生徒の負担を軽減することを目的にスクールバスを運行してまいります。</p> <p>ご意見として、適正な教育環境の整備の際の参考とさせていただきます。</p>
42	基本方針 1	<p>「デジタルトランスフォーメーションの推進」は、本来は、企業において市場における競争優位性を意味している。こういうことをなぜ学校教育に持ち込むのか、その理由は示されていないし、教育の中で競争が強化されることになり、納得できない。</p>	参考	<p>地方公共団体が定める教育大綱は政府の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌しつつ、地域の実情に応じ、当該団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされています。</p> <p>令和5年6月に閣議決定された教育振興基本計画の基本的な方針の1つに「教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進」が掲げられています。また、教育大綱を協議する令和5年度第3回鶴岡市総合教委会議において、本市では、GIGAスクール構想など教育におけるICT環境整備が飛躍的に進み、今後、デジタルを活用し問題解決や価値創造ができる人材の育成が目指されることから、本市教育大綱に記載すべきとの意見があり記述しているものです。</p> <p>ご意見として、学校教育におけるICT活用の際の参考とさせていただきます。</p>

43	基本方針 1	<p>令和6年度から中高一貫校「致道館」が開設された。中学進学の際に「致道館」進学希望の児童は、小中一貫校から行くのは途中で「退学」するようなことになり、不自然である。このことは当然起こる問題だと思われるが、その説明は一切ない。この矛盾をどうするのか回答は難しいと思われ、教育制度を変えることを簡単にやるべきではない。</p>	参考	<p>小中一貫校のうち1年生から9年生までが通う義務教育学校から、中高一貫校に入学する場合、7年生（中学1年生）時に「転入学」を行うこととなります。義務教育学校では学年編成が柔軟に設定ができますが、義務教育学校でも通常の小学校、中学校でも当該年齢で習う学習内容は学習指導要領に基づくもので同じですので、教育制度では矛盾は発生しないものと捉えています。</p> <p>ご意見として、小中一貫教育と小中一貫校の周知の際の参考とさせていただきます。</p>
44	基本方針 1	<p>「鶴岡型小中一貫教育」の記載は削除すべきです。基本方針の1にある学校教育の推進に、「鶴岡型小中一貫教育」が掲げられた。「鶴岡型小中一貫教育」については、基本計画案に対するパブコメで、多くの疑問や問題が指摘されており、市民の理解が広がっていない。「鶴岡型小中一貫教育」の懸念が市民に広まれば、ますます疑問が膨らむと思うので、この箇所は削除してください。</p>	参考	<p>ご意見として、令和6年度以降の各中学校ブロックにおける具体的な取組みの検討の際の参考にさせていただきます。</p> <p>また、関係者へ丁寧に説明し、理解が広がるよう努めて参ります。</p>
45	基本方針 1	<p>「個別最適な学び」「協働的な学び」「主体的な学び」「探究型学習」が見えない。「鶴岡型小中一貫教育」が、教育の最大の課題ではないと思う。</p> <p>令和3年1月の中教審答申は、「令和の日本型学校教育」で、全ての子供たちの可能性を引き出す、ICTの活用、少人数によるきめ細かな指導体制の整備による「個別最適な学び」と「協働的な学び」を、一体的に充実することを目指すこととされた。</p> <p>大綱案にDXの推進はあるが、「個別最適な学び」と「協働的な学び」が見えない。</p> <p>さらに、国際的には、定型型教育から非定型型教育への転換、「主体的な学び」と「探究型学習」が重要視されている。</p> <p>1月27日、NHK総合放送『NHKスペシャル“学校”のみらい～不登校30万人から考える～』で紹介された山形県の天童中部小学校が注目され、前校長が「子ども主体の学校にする」と学校改革を行ったことが紹介された。</p> <p>必要なのは「鶴岡型小中一貫教育」ではなく、「子ども主体」の学校改革である。児童・生徒の考えは、大人が思っている以上に、深い理解を持っている。主体的で探求的な児童・生徒の意見を聞かず、「鶴岡型小中一貫教育」を決めた教育委員会の姿勢は改めるべきと思う。</p>	参考	<p>教育大綱に基づく令和6年度の教育委員会重点施策において、「個別最適な学び」「協働的な学び」「主体的な学び」「探究型学習」に関わる取組みを行います。また、本市の教育課題は、系統性を踏まえた適切な指導による学力の向上、いじめ・不登校の増加、小中ギャップの顕在化、特別支援教育ニーズの高まり、少子化に伴う学校の小規模化による学級数の減少と教職員負担増であり、この課題解決のために、長年にわたり取り組んできた小中連携教育を進化・充実させた小中一貫教育と地域とともに特色あるコミュニティ・スクールを両輪に取り組むのです。</p> <p>ご意見として、小中一貫教育の周知の際の参考とさせていただきます。</p>
46	基本方針 1	<p>「食育活動の充実を図る」という表現では物足りない。</p> <p>いま求められている子どもの学力形成は、非定型型と多様性の教育とされている。</p> <p>国際的には日本の教育モデルとして、「食育」が高く評価されている。「食育」は、教科だけでなく教科外の幅広い学び、感謝の心などの価値教育、生産者等の学校外の学びなど、非認知的で全人的な学びであり、「食育活動の充実を図る」と言うだけでは物足りない。（『国際的に見る教育のイノベーション 日本の学校の未来を俯瞰する』146頁参照・勁草書房2023.11.20）</p>	参考	<p>学校給食センターにおいては、栄養教諭等により学校給食を身近な食材として活用しなどして鶴岡らしい食育を推進してまいります。</p> <p>いただいたご意見は、食育活動の参考とさせていただきます。</p>

47	基本方針1	「小中一貫教育」の導入のための、コミュニティ・スクールにすべきではない。 コミュニティ・スクールは学校運営協議会として、法定による努力義務とされたが、もともと学校と地域との連携は、学校統廃合前の旧小学校区単位で長年培われてきた。 「小中一貫教育」の導入のために、学校の支援的な業務の受け皿づくりにはならない。	参考	コミュニティ・スクールは地域と学校が連携協働しながら地域ぐるみで子どもの育成に取り組んできたもので、学校運営協議会で行われる「熟議」により、学校と地域が抱える課題を共有し、解決策をもとに考えることが大きな力になるとらえており、学校の支援的な業務の受け皿とは位置付けていません。 ご意見として、小中一貫教育の実施の際の参考とさせていただきます。
48	基本方針1	最適な学校施設の整備は、少子化の悪循環を深く検討すべきです。 鶴岡市はこれまで、少子化を理由に小学校の学校統廃合を進めてきた。その結果、廃校となった地域は、通学は不便となり、少子化が進み、地域の活力が低下してきた。 少子化と学校統廃合、地域衰退、さらなる少子化の「悪循環」の問題を、深く検討すべきである。 少子化でクラスの人数が少なくなれば、一人ひとりに目が行き届き、いじめやけんかもなくなり、学力の向上が図られることは、多くの実証研究で明らかである。	参考	本市における少子化、地域活力の低下が小学校統廃合に起因するものか、現段階では判断できませんが、ご意見を参考に、少子化の軽減と年少人口の増加ため、経済的支援のほか、住居の確保や働く場所の創出、教育環境の整備など、様々な分野で複合的に取り組み、若者・子育て世代に選ばれるまちづくりを推進してまいります。
49	基本方針1	藤島、東栄地区に在住している者です。 中高一貫教育には賛成しますが、藤島地区で現在進行している小中一貫校の設立に反対します。 登下校の問題、今後の藤島地区の存在に関わる非常に重要な問題が建設費の話と混同して進められていると感じています。 地区説明会を聞いても今現在の問題も解決の道筋も見られず何も納得できません。 教育地域の再編に関しても小学校統合をしてからするべきではないでしょうか。 しっかりと具体的なアンケートを行い、署名の意見や住民の声を聞くべきだと思います。	参考	小中一貫教育、小中一貫校は本市初の取り組みとなることから、保護者や地域に対して丁寧に説明するとともに、様々な不安、心配、課題については適切に検討していきます。 ご意見として、藤島地域における小中学校整備検討の際の参考とさせていただきます。
50	基本方針1	Ⅱ 基本方針1(学校教育)について ①「藩校『致道館』の理念に基づく教育風土」→「故きを温ねて新しきを知る(温故知新)」という諺にもあるように、学習の多様なテーマの一つとして、江戸時代の地元の武士の子弟の学問の場である藩校致道館について学ぶことは有意義だと思いますが、日本国憲法の下での公教育の基本としてここに掲げることに違和感があります。	参考	教育委員会では、藩校「致道館」の教育の理念である「自学自習」「天性重視」「心身鍛錬」を大切にしたい教育風土を受け継いでいると認識しており、その精神を大切にしながら、知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたり学び続ける人間の育成を目指しています。 ご意見は、学校教育の推進にあたり、参考とさせていただきます。
51	基本方針1	Ⅱ 基本方針1(学校教育)について ②「こうい子になってほしい」という大人の側の願望が強すぎる印象を受けます。子どもたちにとっては窮屈なのではないでしょうか？	参考	ご意見は、学校教育の推進にあたり、参考とさせていただきます。

52	基本方針1	1. 次期期教育大綱案には、「小中一貫教育」が新たに盛り込まれていますが、教育課題を克服するために「小中一貫教育」はその解決手法にはなり得ずしる現場の労働強化を招いたり、長期的に児童・生徒の減少につながる可能性があり不要です。撤回が必要です。	参考	小中一貫教育を実施している自治体での多くの成果を鑑み、本市においても小中一貫教育を導入し全市で展開することが、本市の教育課題の解決に資すると判断したことから、令和7年度に市内で小中一貫教育を導入する方針を固めたものです。 ご意見は、令和6年度以降の各中学校ブロックにおける具体的な取組の検討の際の参考にさせていただきますとともに、関係者各位へ丁寧に説明し、理解が広がるよう努めてまいります。
53	基本方針1	2. 同様に「コミュニティスクールの推進」も新たな教育施策としては必要のないものです。本市では長期にわたる学校統廃合により学校を中心とした地域のコミュニティを破壊してきたと言えます。また様々な権限を伴わない本市のコミュニティスクール制度の導入は本来の趣旨に沿わず、地域を学校の下請け的な存在とするもので対等な関係とは言えません。こちらも撤回してください。	参考	コミュニティ・スクールは地域と学校が連携協働しながら地域ぐるみで子どもの育成に取り組んできたもので、学校運営協議会で行われる「熟議」により、学校と地域が抱える課題を共有し、解決策とともに考えることが大きな力になると考えております。 ご意見は、コミュニティ・スクール推進の際の参考とさせていただきます。
54	基本方針1	3. 一方で現行学習指導要領の柱である「主体的・対話的で深い学び」、「個別最適化」についての言及がなく教育行政として見識を疑います。各学校での具現化、子ども一人一人の多様性に沿った教育の実践などをしっかり書き込むべきです。情報化に対応したICT活用や子ども・保護者の情報リテラシーの推進も必要。	参考	教育大綱に基づく令和6年度の教育委員・重点施策において、「個別最適な学び」「協働的な学び」「主体的な学び」「探究型学習」に関わる取組を行います。また、本市の教育課題は、系統性を踏まえた適切な指導による学力の向上、いじめ・不登校の増加、小中ギャップの顕在化、特別支援教育ニーズの高まり、少子化に伴う学校の小規模化による学級数の減少と教職員負担増であり、この課題解決のために、長年にわたり取り組んできた小中連携教育を進化・充実させた小中一貫教育と地域とともに特色あるコミュニティ・スクールを両輪に取り組むのです。 ご意見は、学校教育推進の際の参考とさせていただきます。
55	基本方針1	5. いじめや不登校に対応できる人員配置などの教育環境整備を推進、フリースクールへの支援や不登校特例校の設置の検討などをつけ加える。	参考	ご意見は、全県的な指摘と捉えますので、山形県教育委員会等への要望の際の参考とさせていただきます。
56	基本方針1	6. 合併後の新たな学区編成の見直しと地域の実態に合った適正な学校配置を市民と共に検討を進めていく。	参考	ご意見は、学区再編と学校配置の検討の際の参考とさせていただきます。

57	基本方針1	7.公設・公営を維持した新学校給食センター計画の策定と建設。	参考	<p>鶴岡市学校給食センターの整備については、学校給食発祥の地らしい給食を提供するセンターとなるよう取り組んでまいります。</p> <p>いただいたご意見は、センター整備の参考とさせていただきます。</p>
58	基本方針1	<p>鶴岡式小中一貫校ができるのを前提としているのがおかしいと思っています。小中一貫校は決定なのでしょう？中高一貫校が始まったばかりで、学校現場は混乱が予想されるのに、落ち着きもしないうちになぜ急いで小中一貫に取り組まなければならないのでしょうか？小中一貫にして、具体的にどのように教育していくのかわからないまま、単に、子どもの人数が減少しているから、急いでまとめて効率重視のように思えてしまいます。受験競争が激しい都会に比べて、ここ庄内の小学校では、豊かな自然環境を生かしたいろんな経験を通じて、ゆったりと育つことができるのが利点だと感じています。小中一貫になれば、何が具体的に良くなるのか？この大綱では全く違いがわかりません。</p> <p>また、子どもたちにきめ細やかな教育と指導をしていただくためには、先生方の余裕が必要だと切に感じています。ところが、この大綱には先生方の働き方をどう改善していくのか？全く出てきません。どんなに理想高く教育目標を謳っても、現実に子どもたちと接し、指導していくのは現場の先生達です。働き方改革が叫ばれて久しい世の中、先生方の激務の現状もニュース報道などでよく目にしますが、先生達の余裕のなさは、子どもたちとゆっくり向き合うこともできず、授業研究も満足にできず、子どもたちの学力にも当然跳ね返ってくることでしょう。もちろんいじめや不登校への対応にも支障が出ることと思います。どうか、予算をしっかりと確保して、先生方の十分な人員確保と並行して、雑務負担軽減を実行し、子どもたちとの触れ合いや授業研究など本来のお仕事に集中できる環境を作ってあげてほしいと思います。それでこそ、子どもたちが『遅く、優しく、賢く』育つのではないのでしょうか？</p> <p>最後に、この大綱は、特に、食と音楽教育には重点を置くとみられる内容ですが、子どもたちの心の成長や知識の広がりには欠かせない読書や調べものの取り組みも忘れてほしくはありません。子どもたちが、いつでも好きな時に図書室で本を読んだり、先生と話したりして過ごすことのできる環境を作ってください。できれば司書の資格を有する方を各学校に専属で配置して図書室の運営を充実させてほしいものです。図書室の重要性を認識していただきたいです。それこそ、藩校の精神 自学自習の実践ではないのでしょうか？</p>	参考	<p>小中一貫教育を実施している自治体での多くの成果を鑑み、本市においても小中一貫教育を導入し全市で展開することが、本市の教育課題の解決に資すると判断したことから、令和7年度に市内で小中一貫教育を導入する方針を固めたものです。</p> <p>ご意見は、令和6年度以降の各中学校ブロックにおける具体的な取組の検討の際の参考にさせていただきますとともに、関係者各位へ丁寧に説明し、理解が広がるよう努めてまいります。</p> <p>なお、ご意見を参考に、基本方針1に「教職員が本来業務に専念しやすい教育環境の形成と心身の健康維持に向けた対策の充実に努めます。」を追記します。</p> <p>また、ご意見は学校図書館の運営に際し、参考とさせていただきます。</p>

59	基本方針1	<p>鶴岡市教育大綱(案)の<基本理念>には賛成だが、<基本方針>には反対の所があり、見直しを求めたい。</p> <p>1、「藩校『致道館』の理念に基づく教育風土」というのは、時代錯誤である。</p> <p>① 藩校致道館は、「藩士の風俗みだれ、役人はややもすれば私の事を為し、賭博、遊所でみだりなふるまい多く、中には徒党を為し天狗風など言って人の門扉を壊す者がいた・・・」(『酒井家世紀』198-199頁参照)という当時の藩士の風紀の乱れた状況を根本から立て直すには藩士の教育が必要であるとの事で、創設された。</p> <p>② 藩校致道館の目的・意義は、封建時代である江戸時代の庄内藩武士(中でも御家中と言われる上級武士)の子弟等の教育を進め、風紀の刷新と庄内藩を担う役人・為政者を養成することにある。当然、農民漁民や商工人等の大多数の庶民を教育する機関ではなく、3Rsの寺子屋であった。</p> <p>③ 藩校致道館の理念は、中国から伝わった儒教の徂徠学つまり封建的な価値に基づくもので、今の社会の考えのもとになっている民主主義の価値とは相いれないものである。</p> <p>④ 現行の鶴岡市教育大綱にある「致道館教育の理念である『自学自習』『天性重視』『心身鍛錬』」とあるのは、理念ではなく藩校致道館の教授法(『鶴岡市史上巻』369-370頁参照)である。</p> <p>つまり、「自学自習」「天性重視」「心身鍛錬」というのは、理念ではなく教育の方法である。</p> <p>先日、鶴岡市郷土資料館運営委員会があり、新図書館の整備に向けて【事務局素案】の説明を受けた。その中にも「藩校致道館の理念の取入れ」という文言があり、複数の委員から疑義が出された。</p> <p>「藩校致道館の理念」となると、封建時代である江戸時代の支配者であった上級武士の封建的な価値・考え方を指すことになってしまい時代錯誤であろう。【事務局素案】段階で、今後のあり方に基本理念と基本方針も検討される予定のようなので、新図書館の整備については、見直して十分検討の上市民に提案したほうが良いと考える。鶴岡市の見識が問われると思う。</p> <p>少しそれてしまったが、鶴岡市の教育大綱で、「藩校『致道館』の理念に基づく教育風土」としてしまうと、鶴岡市の教育風土は、封建的理念に基づく教育風土となってしまう恐れがあり、<基本理念>にある「未来をひらく、いのち輝く人づくりいのち輝く市民が躍動する環境づくり」とは逆行する教育という誤解を生じてしまうのではないかと思う。</p>	参考	<p>予測困難な時代を生きる子どもたちのためにこれからの学校教育の在り方についての文部科学大臣の諮問を受けて、令和3年1月に出された中央教育審議会の答申では「令和の日本型学校教育」として、すべての子どもの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現が提言されています。この考え方は、藩校致道館で行われていた教育に通ずるものがあると考えます。ICT機器を活用するなど方法は当時と異なりますが、根本的な理念は今も昔も変わらないものと認識しています。</p>
----	-------	--	----	---

60	基本方針1	<p>鶴岡市教育大綱(案)の<基本理念>には賛成だが、<基本方針>には反対の所があり、見直しを求めたい。</p> <p>2. 鶴岡型小中一貫教育と中高一貫教育との関連について一言も触れていない。</p> <p>3. いじめ、不登校の高止まりの解決を市全体の教育で考えられていない。</p> <p>2と3について「大綱」とは言え、保護者や子どもたちはじめ市民にとっても関心事なので、市としてのおおまかな方針は掲げる必要があると考える。2月提出の「鶴岡型小中一貫教育基本計画(案)への意見書」を参照してほしい。</p> <p>いじめ、不登校、就学、発達などの課題への対応について、大綱(案)では「児童生徒の保護者との連携と就学支援を充実します。」とあるが、「保護者との連携と就学支援の充実」だけで解決する課題ではなく、鶴岡市の教育計画・教育システム全体でどう対応するか、学校の教育体制や社会教育体制の中に具体的に手立てを位置づけ、どう実践していくかが求められてると考える。</p>	参考	<p>中高一貫教育は山形県立学校で進められることから、本大綱でその方針を掲げることはしておりません。</p> <p>ご指摘のいじめ、不登校、就学、発達などへの対応は本市の重要な教育課題と認識しておりますので、教育行政の各種施策への反映を検討していきます。</p>
61	基本方針2	<p>基本方針2について</p> <p>・「豊かな自然環境の中での学びや多様な体験」とあるが、子ども達が自発的に、徒歩や自転車でのような学びや体験ができる場所が鶴岡にはほとんどなく、実効性がない。次のようなことを具体化すべきである。</p> <p>①「プレイパーク」を市内に計画的に設置し、子ども達がそこに遊びに行き自然と触れる楽しさを体験できるようにするべきである。そこには指導員の配置も必要である。鶴岡公園や「ひろっぴあ」は、自然度をあげて虫取りのような遊びもできるようにすれば、有力候補の例と考えられる。</p> <p>②「ケヤキの森」は、自然豊かなで身近な場所である。そこまでの自転車を整備し、休日には指導員を配置して、子ども達が遊びに行くことができるようにしたい。</p>	参考	<p>ご意見いただきましたプレイパークの構想や、鶴岡公園やひろっぴあを活用した施設整備及びケヤキの森につながる自転車の整備については、関係課と情報を共有し今後の参考にさせていただきます。</p>
62	基本方針2	<p>Ⅲ 基本方針2(市民の学習環境)について</p> <p>② 新図書館についての検討がこれから始まっていくとのことで、要望ですが</p> <p>*「一点豪華主義」ではなく「ネットワーク」を生活の場に根ざして、アウトリーチも含めて</p> <p>*「建物」よりも「マンパワー」を重視した検討をお願いしたいです。</p> <p>(必ずしも新築でなくてもよいのでは？と個人的には思います)</p>	参考	<p>図書館整備につきましては、新年度に検討会議を立ち上げ、有識者のアドバイスのもと、令和6年度は基本構想、7年度には基本計画を策定する予定です。頂いたご意見は、検討会議の中で参考とさせていただきます。</p>
63	基本方針3~5	<p>Ⅳ 基本方針3~5について</p> <p>①「本市の特性である優れた文化活動・・・」→「本市の特性である」は削除した方がよいと思います。鶴岡市に限らず地域に根ざした優れた文化活動はいたるところで行われています。そもそも市民の文化とは、どちらが優れているとかいないとか比べて評価するべきものではないし、謙虚さに欠ける印象を受けます。</p> <p>②「本市固有の歴史・文化的価値」→この部分も不要と思います。(Ⅳ-①と同じ理由)</p>	参考	<p>教育大綱は、鶴岡市総合計画に記載されている、教育、学術、文化の振興等に関する内容に即した大要を示すものです。ご指摘の表現は、総合計画の「3 学びと交流 歴史と伝統に育まれた優れた文化のもと、ふるさと鶴岡を愛する、いのち輝く人を育て、歴史や文化でつながる交流を拓けます」を根拠としております。</p>

64	基本方針3～5	<p>IV 基本方針3～5 について</p> <p>③ 施設設備の運営や再配置等に当たっては、市民に対し情報の透明性、公開性をもって進めていただくことを要望します。又、教育・文化の享受はすべての国民に憲法で保障された権利です。公共性を守っていくためにも民営化しないでいただくことを要望します。そして、その専門性や経験が地域の中で蓄積・継承されるよう、現場で働くスタッフの体制の充実や雇用の安定にこそお金を使っていたいただきたいと思います。</p>	参考	<p>ご意見は、教育委員会が所管する教育・文化等施設の運営、再配置にあたっての参考とさせていただきます。</p>
65	基本方針4、5	<p>ただ、4と5に関わっては、小真木原運動公園のトイレの補修・修繕をすぐにしていただきたい。小真木原運動公園は、県内はもとより県外からもスポーツに関わり利用する鶴岡市の顔ともいえるスポーツ施設です。「誰もが安全・安心にスポーツ施設を利用できるよう」早急な整備をお願いしたい。公園のトイレについて、多くの子どもたちや大人から苦情と整備の要望が寄せられている。</p>	参考	<p>小真木原公園は市内全域から多くの市民の方々が利用されていることから、公園整備担当や維持管理担当と連携しながら、より良いトイレとなるように検討してまいります。</p>
66	基本方針5	<p>基本方針5について</p> <p>・「最適な学校施設の整備」を進め上で大事なことは次の点だと思う。</p> <p>①最適の素材は木材である。子ども達にとって心身ともにふさわしいのが木材である。</p> <p>②設置場所は子どもが徒歩通学できる場所にすべきである。規模が最初にあるのではなく、地域の拠点(心の)としての学校が必要だと思う。</p> <p>以上の2点を可能にすることが、最適な学校施設であると思う。</p>	参考	<p>ご意見として、「つるおかの森再生構想」及び「つるおかの建築物における木材の利用促進に関する基本方針」に基づき、児童・生徒の学習環境を整え、安全安心な学校生活を送ることができるよう、施設整備の検討の際の参考とさせていただきます。</p>

67	基本方針5	<p>5、教育関係施設の適切な維持管理と最適な配置の推進のところ【通学対策】という部分がありますが、私たちの住んでいる三ツ橋地区が、徒歩通学なのですが、広瀬小学校から結構な距離があり(2.5km程)集合場所までも約10分程、さらに学校まで子どもの足で40～50分ほど歩かなければならず、通学が子どもの負担になっています。</p> <p>冬場はバス通学ですが、夏場もここ最近35度など朝から危険な暑さになるため、それぞれが子どもの安全を確保するため車で送迎している事態です。</p> <p>しかし、ほぼ変わらない位置である細谷地区は通年バス通学であり、低学年だけの帰りの日にはスクールバスに1人しか乗っていない日もあります。過去に何度も通年バス通学にして欲しいと学校側に意見したようですが、全く変わらず、去年米沢で熱中症で亡くなった子のニュースを見て、学校に送り出すこと自体が怖く感じています。</p> <p>また、羽黒は子どもの数も少ないので、登校班も人数が少なく、何かあったら対応ができません。</p> <p>長距離歩くことが子どもにとってかなりの負担であり、学校に到着する頃には体力もかなり消耗することで授業の集中力にも影響していると感じています。</p> <p>また、長距離歩くことが子どもの精神的不安、負担になり、「学校に行きたくない」と言い出す日も多くあり、不登校になってしまうかもしれないという不安もありました。</p> <p>通年バス通学になってくれれば子どもの不安、負担も軽減され、さらに親も安心して送り出すことができます。</p> <p>何か重大な事故が起こってしまう前に、どうか通年バス通学をご検討ください。私たちが子どもの頃と今では、気温や子どもの数が全く変わっています。バス通学の範囲についてももう一度検討し、対策してくれることを願っています。</p>	参考	<p>スクールバス運行は、学校統廃合による遠距離通学地区、市町村合併前の運行基準、冬季間の風雪等の通学環境、通学距離等の事柄を考慮し、総合的に判断し実施しています。今後、少子化や猛暑など近年の登下校における環境の変化を踏まえつつ、安全面でのニーズの高まりなど様々な課題に対応しながら、遠距離通学をしている児童生徒の負担を軽減することを目的にスクールバスを運行してまいります。</p> <p>ご意見として、今後のスクールバス運行の際の参考とさせていただきます。</p>
----	-------	--	----	---

68	基本方針5	<p>鶴岡市広瀬小学校の三ツ橋 赤川 希望ヶ丘地区の3集落合同地区懇談会での通年スクールバス希望についての意見です。</p> <p>現状夏場は徒歩での通学、冬場(11月～3月)の期間はスクールバスで登校させてもらっています。</p> <p>広瀬小教頭の佐藤尚先生にも出席いただき、冬季のみスクールバス通学から通年スクールバス通学にしてほしいという意見を出したが佐藤尚教頭先生からは、学校側からは何回か教育委員会の方に意見してるがなかなか話が進まないとの事で地域の区長をお願いをして区長会で意見を出し違う方向から意見した方が話が進むかもしれないという意見をいただき、地区総会におきまして区長の方からも教育委員会に意見してほしいとお願いしました。</p> <p>正直そんな面倒な事をしないと意見が届かないのか疑問でした。</p> <p>まず通学距離が長過ぎて毎朝子供達が学校に行きたがらない(2.5キロ40分間徒歩)、夏場は気温が高くて徒歩通学できず保護者が各家庭ごとに車で送迎、帰りは迎えに行っているのが現状、にもかかわらず帰りのバスはスカスカ状態で数名だけ乗って帰るのを見て送迎してる保護者達は激怒しています。</p> <p>これは学校が嫌いになる原因になり不登校にも繋がるし近年不審者等多いので早急に通年スクールバスにして欲しいです。</p> <p>バスの運転手の確保、それににかかる費用等大変なのは充分承知なのですが通年スクールバスの実現を強く希望します。</p> <p>スクールバスについては、これからも継続的に意見させていただきます</p>	参考	<p>スクールバス運行は、学校統廃合による遠距離通学地区、市町村合併前の運行基準、冬季間の風雪等の通学環境、通学距離等の事柄を考慮し、総合的に判断し実施しています。今後、少子化や猛暑など近年の登下校における環境の変化を踏まえつつ、安全面でのニーズの高まりなど様々な課題に対応しながら、遠距離通学をしている児童生徒の負担を軽減することを目的にスクールバスを運行してまいります。</p> <p>ご意見として、今後のスクールバス運行の際の参考とさせていただきます。</p>
69	基本方針5	<p>「5 教育関係施設の適切な維持管理と適切な配置の推進」について最後の段落の内容は、4に入れた方がよいのではと思いました。4でもスポーツ施設についての言及があります。</p>	参考	<p>基本方針5は、基本方針1～4に記述されている学校教育分野、社会教育分野、文化芸術分野、スポーツ分野のハード整備に関わる部分をまとめた形となります。</p>